

# ワシントン条約

## 正式名称：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora

※一般には、ワシントン条約と呼ばれたり、英語の頭文字をとってCITES（サイテス）と呼ばれています。

野生の動植物が過度に利用されることを防ぐため、国際協力によって種を保護するための条約です。1973年3月3日米国ワシントンで採択され、1975年に発効しました。

締約国：181カ国 + EU（2016年3月時点）  
対象種：動物およそ5,600種、植物およそ30,000種

### 締約国会議

2～3年毎に開催される締約国会議では、条約締約国が参加し、条約の施行の見直しを行っています。第17回目の締約国会議が、2016年9月24日～10月5日、南アフリカのヨハネスブルグで開催されます。

### 会議で何が決まるのか？

必ずとりあげられる議題のひとつに**附属書**（規制の対象となる種のリスト）の改正提案というものがあります。ワシントン条約の締約国会議では、実際に**国際取引を禁止**や**規制**の対象とする動植物が決められます。その結果によって、これまで自由であった動物や植物の製品も許可が必要となったり、輸出入ができなくなったりします。

原則



附属書Ⅰ



附属書Ⅱ

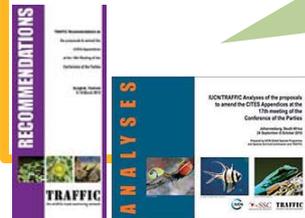


附属書Ⅲ

### 附属書改正の行方

国際取引の禁止や規制のランクを決める附属書ですが、会議のたびに、必要に応じて改正について議論されます。新たに規制の対象とするものや、規制を緩くするものなど、会議全体のなかでも大きな議題となっています。

トラフィックでは、生物学的情報や生息状況、取引状況と、条約で定められた掲載基準などから分的をして、各提案に対する見解をまとめています。



## 附属書改正が提案されている動植物

各国より**62の提案**が提出されています。

（以下抜粋）

#### ▲附属書Ⅰへ掲載する提案

ライオン、センザンコウ、ヨウム、シナワニトカゲ、スクレロカクトゥス属のサポテンなど11提案【現在附属書Ⅱ掲載種】

キノボリアリゲータートカゲ類、アオマルメヤモリ、ミミナシオオトカゲ、チチカカミズガエルなど7提案【現在附属書掲載なし】

#### ▲附属書Ⅱへ掲載する提案

マンベササクレヤモリ、ナイルスッポン、クロトガリザメ、オナガザメ類、イトマキエイ類、アマノガワテンジクダイ、トックリラン属の多肉植物、ツルサイカチ属（ローズウッド類）など25提案

#### ▼附属書Ⅰ→附属書Ⅱへ移行させる提案（ダウンリストイング）

ケープヤマシマウマ、ハヤブサ、ニュージーランドアオバズク、アメリカワニ、イリエワニ、アントンギルガエル（トマトガエル）10提案

他、注釈の変更の提案などもあり合計**62提案**



©Simon Buxton / WWF, ©Chris Martin / WWF, ©Martin Harvey / WWF, ©Adriano ARGENIO / WWF-Italy, ©Martin Harvey / WWF, ©Robert Delfs / WWF, ©David Brossard / Creative Commons

附属書の改正以外にも、条約の施行に関わる様々な議題があり議論されます。

決議、決定、識別の問題、種ごとの具体的な施策、条約の運営についてetc...

条約のウェブサイトには公式の資料が公開されています。

<http://www.cites.org/cop17>

提案  
8

提案  
9

提案  
10

提案  
11

# センザンコウ

提案  
12



©David Brossard / Creative Commons

## 提案: 附属書 II から附属書 I へ移行

提案国（アジアのセンザンコウ）：

バングラデシュ(8)、インド(9)、ネパール(9)、スリランカ(9)、フィリピン(10)、ベトナム(11)、米国(9,10,11)

提案国（アフリカのセンザンコウ）：

アンゴラ、ボツワナ、チャド、コートジボワール、ガボン、ギニア、ケニア、リベリア、ナイジェリア、セネガル、南アフリカ、トーゴ、米国（すべて12）

利用：食用としての肉、伝統薬利用としてウロコ、一部皮革製品需要として皮、用途は様々。

背景：生息状況の情報が少ないのが現状ですが、どの種も密猟による脅威にさらされていることが明らかとなっています。特異な食性と未解明な生態、免疫力が低いなど飼育が困難なため野生の種への捕獲圧がとて高く、繁殖率が低いことや生息地の減少も加わり附属書 I への掲載は妥当だと考えられます。アフリカの種は、近年アジアの種の減少に伴い違法捕獲・取引が急増しています。

日本の関わり：輸入の実績があります。

（過去には皮、近年は生体）

トラフィックの見解: 提案を支持しています

提案  
8

インドセンザンコウ *Manis crassicaudata*

提案  
9

インドセンザンコウ *Manis crassicaudata*

提案  
10

マニス・クリオネンシス *Manis culionensis*

提案  
11

マライセンザンコウ *Manis javanica*

コミミセンザンコウ *Manis pentadactyla*

提案  
12

オオセンザンコウ *Manis gigantea*

サバンナセンザンコウ *Manis temminckii*

オナガセンザンコウ *Manis tetradactyla*

シロハラセンゼンコウ *Manis tricuspis*

提案  
14-16

提案  
17

提案  
21-24

## 日本に関わりの深い動物



©Martin Harvey / WWF

アフリカゾウ *Loxodonta africana*

そのほか、施行に関わる決議10.10の改正や新しい決議の提案が出されています。

提案  
17

附属書 I から附属書 II へ移行

提案国はカナダですが、日本にも生息している種です。



©Chris Martin / WWF

ハヤブサ *Falco peregrinus*

提案  
14

ナミビアに関する注釈の削除

提案  
15

ジンバブエに関する注釈の削除

提案  
16

附属書 II の個体群を附属書 I へ移行

ハヤブサは日本が生息国で、アフリカゾウは象牙の利用、ワニは皮革製品用として皮の利用をしている消費国です。この他にもペットとしての利用（鳥や爬虫類）など、日本に関わりのある種が提案に上がっています。



©Fritz Pölking / WWF

提案  
21

アメリカワニ *Crocodylus acutus*

コロンビアの一部個体群附属書 II へ移行  
+  
注釈の変更

提案  
22

モレレットワニ *Crocodylus moreletii*

注釈の変更

提案  
23

ナイルワニ *Crocodylus niloticus*

マダガスカルに関する注釈の変更

提案  
24

イリエワニ *Crocodylus porosus*

マレーシアの個体群附属書 II へ移行  
+  
注釈の変更

提案  
19

提案  
29

提案  
32

# ペット取引対象種

提案  
19

附属書 II から附属書 I へ移行

ヨウム *Psittacus erithacus*



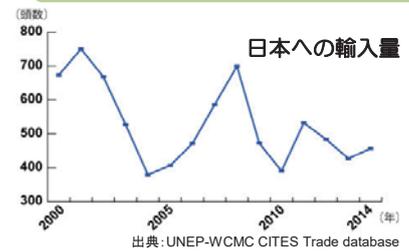
©Adriano ARGENIO / WWF-Italy

提案国：アンゴラ、チャド等9カ国による共同提案  
背景：

地元での生体、肉、薬用の利用にも懸念がありますが、国際的なペット取引と生息地の消失が大きな影響を与えています。国際取引される多くは生息国外で飼育繁殖された個体ですが、生息域での野生個体の過剰な捕獲を防げていません。

日本との関係：愛好者が多く2014年には450羽が輸入されていますし、国内にブリーダーも存在します。

トラフィックの見解：提案を支持



提案  
29

附属書 I へ掲載 ※現在未掲載

サイケデリック・ロックゲッコ  
(俗称、ヤモリ亜科の1種)  
*Cnemaspis psychedelica*

提案国：ベトナム、EU

背景：

生息域が極めて限定的（世界で2カ所のみ）で成熟個体数は200-240頭と推定されています。高い価格での取引が増加しており、特に2013年からオンライン取引が増えています。

日本との関係：専門ペットショップによるオンライン広告を確認しています。

トラフィックの見解：提案を支持

提案  
32

附属書 I へ掲載 ※現在未掲載

ミナシオオトカゲ科  
*Lanthanotidae spp.*



©T. Johnson

提案国：マレーシア

背景：

生息国では保護されており、輸出許可が出された記録はありませんが、2012年に日本人愛好家が再発見して以来、欧州、日本等での販売が増加しています。生息状況に関する情報が十分とは言えないものの、急増する取引圧への手当が必要です。

日本との関係：国内での繁殖成功が報告されています。年々販売するペットショップが増加しています。中には野生捕獲個体であることを匂わせる販売者もいます。

トラフィックの見解：提案を支持

提案  
25

提案  
26

提案  
30

提案  
33

提案  
37

提案  
38

提案  
40

提案  
25-26

キノボリアリゲータートカゲ属 *Abronia spp.* を附属書 I 及びIIへ掲載  
1990年代から取引が増えています。日本での販売も確認されています。

トラフィックは提案を支持 ※但し、非生息国からの飼育繁殖個体輸出割当ゼロ提案を除く。



©Lauren Anderson / Creative Commons

提案  
30

アオマルメヤモリ *Lygodactylus williamsi* を附属書 I へ掲載  
日本での販売広告が確認されています。別種への偽装表示の問題も指摘されています。

トラフィックは提案を支持



©Kulom / Creative Commons

提案  
33

シナワニトカゲ *Shinisaurus crocodilurus* を附属書IIから I へ移行  
日本は1990年-2014年に生体200頭以上を輸入しています。すべて飼育繁殖個体とされていますが、由来の偽装も問題とされています。

トラフィックは提案を支持



©Lai Wagtail / Creative Commons

提案  
37-38

アントンギルガエル(トマトガエル) *Dyscophus antongilii* を附属書 I からIIへ移行、  
サビトマトガエル *Dyscophus guineti* とアミメトマトガエル *Dyscophus insularis* を附属書IIへ掲載  
トマトガエル属3種は類似していて識別が困難です。日本でもサビトマトガエル及びアミメトマトガエルの販売広告が確認されています。

トラフィックは提案を支持

提案  
40

チチカカミズガエル *Telmatobius culeus* を附属書 I へ掲載  
日本のみペット需要があるとされています。  
国際取引は主な脅威でなく、附属書掲載の保全効果も不明

トラフィックは提案に反対



©Joshua Stone / Creative Commons

日本のペットショップに行けば世界の希少な爬虫類がみられる、とされています。

提案  
42

提案  
43

提案  
44

# サメ・エイ類

## 提案:附属書 II に新たに掲載

\* 前回・第16回締約国会議では、商業漁業の対象種を含むサメ・エイ類が附属書 II に掲載され、話題になりました。今回も数種のサメ・エイ類について、それぞれ20カ国以上の国による共同提案が提出されています。

提案  
42

クロトガリザメ  
*Carcharhinus falciformis*



©Joi Ito / Creative Commons

**背景:** 生産性が低い種であり、個体数の減少についても、措置の有効性についても、信頼できるデータが一般的に欠けています。ヒレや身肉への需要があります。

提案  
43

オナガザメ属全種  
*Alopias* spp.



©Klaus Stiefel / Creative Commons

**背景:** 種ごとの動向に関するデータが乏しいものの、ハチワレ（オナガザメの一種）は生産性が低い種であり、資源の減少が示唆されています。ヒレや身肉への需要があります。

提案  
44

イトマキエイ属全種  
*Mobula* spp.



©Matthew Paulson / Creative Commons

**背景:** 種ごとの動向に関するデータが乏しいものの、生産性が低く、個体数の減少が示唆されています。中国での鰓板の需要や地元での身肉の需要があります。

### 【サメ・エイ類と日本】

- \* クロトガリザメおよびオナガザメ属の2014年の日本の主要漁港への水揚げ量はそれぞれ1 t、153 tと、過去に比べ大きく減少しています。その他にも日本船によって混獲され、放流・投棄されていると考えられます。
- \* ワシントン条約にはすでに数種のサメ類が掲載されていますが、日本は留保をしています。日本は、「サメのヒレ識別ソフト」の開発に助成をするなど、より良い施行のための支援を行っていますが、留保を行うことで、国際社会に対し「日本はサメの保全に否定的」という印象を与えています。日本には、留保の撤回に向けた前向きな姿勢が求められます。

トラフィックの見解: 提案を**支持**しています

提案  
45

提案  
46

提案  
47

提案  
48

# 他の水産種

決定

## 附属書 II に掲載する提案



©Robert Delis / WWF  
プテラポゴン・カウデルニール

提案  
45

ポタモトリゴン・モトロ（淡水エイの一種）  
*Potamotrygon motoro*

トラフィックは提案に**反対**

提案  
46

プテラポゴン・カウデルニール（テンジクダイ科）  
*Pterapogon kauderni*

トラフィックは提案を**支持**

提案  
47

ホラカントウス属（キンチャクダイ科）の魚  
*Holacanthus clarionensis*

トラフィックは提案に**反対**

提案  
48

オウムガイ科 Nautilidae 全種

トラフィックは提案を**支持**

そのほか、チョウザメ：附属書 I・II、ナポレオンフィッシュ（メガネモチノウオ）：附属書 II、トトアバ：附属書 I、ピングガイ：附属書 II に関する議論も行われる予定です。

## 決定に関する提案

議題  
51

ウナギ: *Anguilla* spp.

ヨーロッパウナギの附属書 II への掲載以降、ウナギ属の種の漁獲・取引にどのような変化があり、ウナギ属の保全にはどのような措置が求められるのか、ということに関する調査の実施が提案されています。決定の採択に向けた議論が行われます。（提案国：EU）



©Erling Svensen / WWF

ウナギも宝石サンゴも日本に深い関わりがある種です。トラフィックは、ワシントン条約のより良い施行のため、これらの提案への合意を求めています。

議題  
52

宝石サンゴ: 角サンゴ(クロサンゴ)目 Antipatharia

および サンゴ科 Coralliidae

附属書 II 及び III に掲載されている宝石サンゴ: ツノサンゴ目およびサンゴ科に属するクロ、アカ、モモイロサンゴ類の保全状況や管理措置（ワシントン条約の各附属書）の有効性の再評価の実施が提案されています。決定の採択に向けた議論が行われます。（提案国：米国）



©TRAFFIC

提案  
53

提案  
54

提案  
55

# 植物

\* 前回・第16回締約国会議に続き、主に中国での「ローズウッド（紅木）」に対する需要の高まりにより資源の枯渇が懸念されているツルサイカチ属や類似種の附属書掲載提案や注釈改正提案が提出されています。

**提案 53 注釈改正（附属書II掲載種）**

タイ・ローズウッド(シタン)  
*Dalbergia cochinchinensis*

提案国：タイ

背景：2013年のワシントン条約掲載後、原産国で木材を粗く加工し、加工製品として輸出することにより、現在の注釈が抜け穴として使用されています。違法に伐採、輸出されたとみられる大規模な木材の積み荷が押収されています。

**提案 54 附属書IIに新たに掲載**

メキシコ及び中米に分布する  
ツルサイカチ属 *Dalbergia* 13種  
※注釈なし

提案国：メキシコ

背景：メキシコが調査を行った結果、当該13種がリスクの高い種であり、識別も困難であることが判明しました。

**提案 55 附属書IIに新たに掲載**

ツルサイカチ属 全種 *Dalbergia* spp.  
※注釈なし  
※附属書I掲載種は除く

提案国：アルゼンチン、ブラジル、  
グアテマラ、ケニア

背景：種ごとの情報が少ないものの、種によっては、資源の減少を示す兆候があり、また国際取引の需要が高まっています。



©HK government

2016年7月に香港で押収されたタイ・ローズウッド

トラフィックは3つの提案すべてを**支持**。

ただし、提案55が否決された場合、提案54については、他の規制との一貫性を保つために、注釈#6「丸太、製材品、薄板及び合板」を付ける必要があると考えています。

提案  
56

提案  
57

提案  
60

# 植物

**提案 56 附属書IIに新たに掲載**

ブビンガ属の3種 *Guibourtia tessmannii*,  
*G. pellegriniana*, *G. demeusei*

背景：ブビンガ属の3種もプテロカルプス・エリナケウスも「ローズウッド（紅木）」として、主に中国向けに大量に輸出されており、違法伐採も横行しています。

**提案 57 附属書IIに新たに掲載**

プテロカルプス・エリナケウス  
*Pterocarpus erinaceus*

プテロカルプス・エリナケウスは今年の5月から附属書IIIに掲載されています。



©Scamperdale / Creative Commons

トラフィックの見解: 提案を**支持**

【植物とワシントン条約】

- \* 植物の中には、野生から採集され利用される種も多い一方、栽培されたものが取引の中心となっている種もあります。
- \* また、植物のどの部分が主に利用されるか（木材、根、樹皮など）によって、種の存続に対するダメージは異なります。
- \* トラフィックは、このような情報も含めて掲載の是非を判断しており、提案50（トックリラン属全種）や提案59（アルジェリアモミ）の附属書II掲載提案には反対しています。



©James Compton / TRAFFIC

**提案 60 注釈改正（附属書II掲載種）**

アキラリア属 *Aquilaria* spp. (沈香)  
ギリノプス属 *Gyrinops* spp.

背景：国際取引の主な対象となっているウッドチップについて、「小売販売用に包装・準備された」ものであっても規制対象とする提案です。

日本との関係：ワシントン条約のデータベースによると、日本は2005年から2014年まで毎年約16t~35tのウッドチップを輸入しており、世界有数の輸入国となっています。原産国では、沈香の持続可能な利用に向けた取り組みが続けられていますが、日本も輸入国として関係国をサポートしていくことが求められます。

トラフィックの見解: 提案を**支持**